

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 8 4 号

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項を次のように改める。

<p>1 法第 6 条第 4 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は法第 1 8 条第 3 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の計画に対する審査</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（建築物の計画に法第 8 7 条の 4 に規定する建築設備の計画が含まれる場合にあっては、当該額に、第 2 項各号に定める額を加算した額）</p> <p>（1） 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「施行令」という。）第 1 0 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定によらない建築物を含む計画 次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内 15,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メ</p>
---	--

一トル以内 29,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方
メートル以内 42,000円

エ 200平方メートルを超え500平方
メートル以内 57,000円

オ 500平方メートルを超え1,000平
方メートル以内 84,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000
平方メートル以内 118,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000
平方メートル以内 256,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000
平方メートル以内 439,000円

ケ 50,000平方メートル超 803,000
円

(2) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定による建築物のみの計画 次のアからウまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 30平方メートル以内 13,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メ
ートル以内 22,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方

メートル以内 31,000円

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書及び建築物省エネ法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号で定める住宅部分（以下「基準省令で定める住宅部分」という。）のみを有する建築物（施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定による建築物を除く。）であり、かつ、仕様ルート（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）又は基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）の基準をいう。以下同じ。）により評価された建築物が含まれる計画（市長が別に定める図書を添付した新築工事に係る申請を除く。） 前2号に定める額に、次のアからカまで

に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額を加算した額。この場合において、一戸建ての住宅以外の住宅で住戸以外の部分（以下「共用部」という。）を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 一戸建ての住宅で床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）200平方メートル未満 14,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 16,000円

ウ 共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿等（以下「共同住宅等」という。）面積300平方メートル未満 26,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 41,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 65,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル

ル以上 84,000円

別表2の項事務の種類を次のように改める。

- 2 法第87条の4において準用する法第6条第4項又は法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による建築設備の計画に対する審査

別表4の項及び5の項を次のように改める。

<p>4 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による建築物の工事に対する検査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の工事に区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定によらない建築物を含む工事 次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内 20,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 26,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 35,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 50,000円</p> <p>オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 68,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 91,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000</p>
--	---

平方メートル以内 208,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,0

00平方メートル以内 299,000円

ケ 50,000平方メートル超 547,000

円

(2) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定による建築物のみの工事 次のアからウまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 30平方メートル以内 19,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 22,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 28,000円

(3) 基準省令で定める住宅部分（建築物省エネ法第10条1項の規定が適用される建築物に限る。）（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項に規定する住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価」という。）の検査を受けた建築物又は法第6条の4第

1 項第 3 号に掲げる建築物を除く。

) 前 2 号に定める額に次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額を加算した額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積0平方メートルを
超えるもの 5,000円

イ 共同住宅等面積300平方メートル
未満 10,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル
以上2,000平方メートル未満 22,
000円

エ 共同住宅等面積2,000平方メート
ル以上5,000平方メートル未満 50
,000円

オ 共同住宅等面積5,000平方メート
ル以上 89,000円

(4) 基準省令第1条第1項第1号
で定める非住宅部分（以下「基準省
令で定める非住宅部分」という。）

（建築物省エネ法第10条第1項の

規定が適用される建築物に限る。)で、かつ、当該部分の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場又はごみ焼却場その他の処理施設(以下「工場等」という。)に供するもの(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)(次号において同じ。)第1号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額

ア 300平方メートル未満 4,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 7,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 11,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 33,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 52,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 66,000円

	<p>キ 25,000平方メートル以上 83,000円</p> <p>(5) 基準省令で定める非住宅部分 (前号に規定する部分を除く。)</p> <p>第1号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額</p> <p>ア 300平方メートル未満 10,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 18,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 30,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 89,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 142,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 179,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 224,000円</p>
<p>5 法第7条第4項又は法第18条第21項の規定による建築物の工事に対する検査(法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第30項の規定に</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定によらない建築</p>

よる特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)

物を含む工事 次のアからケまでに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからケまでに定める額

ア 30平方メートル以内 18,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 22,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 32,000円

エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内 47,000円

オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内 64,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 84,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 197,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 286,000円

ケ 50,000平方メートル超 535,000円

(2) 施行令第10条第1号、第3号及び第4号の規定による建築物のみの工事 次のアからウまでに掲げ

る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからウに定める額

ア 30平方メートル以内 17,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内 20,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内 26,000円

(3) 基準省令で定める住宅部分（建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物に限る。）（建設住宅性能評価の検査を受けた建築物又は法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）前2号に定める額に次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額を加算した額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 5,000円

イ 共同住宅等面積300平方メートル

未満 10,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル

以上2,000平方メートル未満 22,

000円

エ 共同住宅等面積2,000平方メートル

以上5,000平方メートル未満 50

,000円

オ 共同住宅等面積5,000平方メートル

以上 89,000円

(4) 基準省令で定める非住宅部分

(建築物省エネ法第10条第1項の
規定が適用される建築物に限る。)

(法第6条の4第1項第3号に掲げ
る建築物を除く。)(次号において

同じ。)で、かつ、当該部分の用途

が工場等に供するもの 第1号及び

第2号に定める額に次のアからキま

でに掲げる床面積の合計の区分に応

じ、それぞれ当該アからキまでに定

める額を加算した額

ア 300平方メートル未満 4,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方

メートル未満 7,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平

方メートル未満 11,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 33,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 52,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 66,000円

キ 25,000平方メートル以上 83,000円

(5) 基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該部分の用途が工場等に供するもの以外のもの 第1号及び第2号に定める額に次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額を加算した額

ア 300平方メートル未満 10,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 18,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 30,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 89,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 142,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

	平方メートル未満 179,000円
	キ 25,000平方メートル以上 224,000円

別表6の項事務の種類を次のように改める。

6	法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による建築設備の工事に対する検査
---	---

別表7の項事務の種類を次のように改める。

7	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第4項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第21項の規定による工作物の工事に対する検査
---	--

別表8の項事務の種類を次のように改める。

8	法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による建築物の特定工程に係る工事に対する検査
---	---

別表8の項手数料の額の欄中「19,000円」を「20,000円」に、「26,000円」を「28,000円」に、「34,000円」を「37,000円」に、「55,000円」を「62,000円」に、「74,000円」を「84,000円」に、「153,000円」を「177,000円」に、「215,000円」を「249,000円」に、「409,000円」を「477,000円」に改め、同表9の項事務の種類を次のように改める。

9	法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は法第87条の4において準用する法第18条第29項の規定による建築設備の特定工程に係る工事に対する検査
---	--

別表11の項事務の種類を次のように改める。「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表47の2の項事務の種類を次のように改める。「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」

を「施行令」に改める。

別表 4 7 の 3 の項事務の種類のカラム及び同表 4 8 の項事務の種類のカラム「建築基準法施行令」を「施行令」に改める。

別表 5 3 の項事務の種類のカラム「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。）」を「品確法」に改める。

別表 6 6 の項を次のように改める。

6 6 削除	
--------	--

別表 6 7 の項事務の種類のカラム「都市低炭素化促進法第 5 3 条第 1 項」を「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第 5 3 条第 1 項」に改め、「基準」の次に「（以下「認定基準」という。）」を加え、同項手数料の額のカラム第 1 号中「住戸」を「住戸（住戸に附属する共用部分を除く。以下この項から第 6 9 項までにおいて同じ。）」に、「同時申請戸」を「低炭素建築物新築等計画の認定の申請が同時になされた住戸」に改め、同カラム第 3 号中「建築物の面積」の次に「（当該建築物に住戸が含まれる場合は、当該住戸の面積を除く。第 6 9 項において同じ。）」を加え、同表 6 8 の項を次のように改める。

6 8 削除	
--------	--

別表 6 9 の項事務の種類のカラム「第 5 5 条第 1 項に規定する認定を受けた」を「第 5 5 条第 1 項の規定による」に、「都市低炭素化促進法第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準」を「認定基準」に改め、同項手数料の額のカラム第 1 号中「同時変更申請戸」を「低炭素建築物新築等計画の変更の申請が同時になされた住戸」に改め、同表 7 2 の項及び 7 3 の項を次のように改める。

7 2 建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）に係る審査（	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準（以下「モデル建物法」と
--	---

当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分に限る。) (次項に規定するものを除く。)

いう。)により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 97,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 124,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 163,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 263,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 344,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 413,000円

キ 25,000平方メートル以上 485,000円

(2) 基準省令第1条第1項第1号

イの基準(以下「標準入力法」という。)により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 254,000

円

	<p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 318,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 410,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 586,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 721,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 852,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 972,000円</p>
<p>7.3 省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該用途が工場等である部分に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) モデル建物法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 21,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 30,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 42,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方</p>

方メートル未満 106,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満 160,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満 199,000円

キ 25,000平方メートル以上 246,

000円

(2) 標準入力法により評価された

建築物の部分 次のアからキまでに

掲げる床面積の合計の区分に応じ、

それぞれ当該アからキまでに定める

額

ア 300平方メートル未満 26,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方

メートル未満 34,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平

方メートル未満 48,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平

方メートル未満 114,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満 168,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

平方メートル未満 207,000円

キ 25,000平方メートル以上 257,

000円

別表73の項の次に次のように加える。

73の2 省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める住宅部分に限る。）（市長が別に定める図書を添付した新築工事に係る審査を除く。）

次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 仕様ルートにより評価された建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積200平方メートル

未満 20,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル

以上 21,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル

未満 37,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル

以上2,000平方メートル未満 64,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル

以上5,000平方メートル未満 115,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル

ル以上 174,000円

(2) 標準計算ルート (基準省令第

1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)

又は基準省令第10条第2号イ(1)

及びロ(1)の基準をいう。以下同じ

。)により評価された建築物の部分

次のアからカまでに掲げる住宅の

種類及び床面積の合計の区分に応じ

、それぞれ当該アからカまでに定め

る額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル

未満 38,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル

以上 43,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル

未満 77,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル

以上2,000平方メートル未満 128,

000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メート

ル以上5,000平方メートル未満 21

9,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メート

ル以上 313,000円

(3) 併用ルートによる評価 (外皮

性能又は一次エネルギー消費量のい
ずれか一方を仕様ルートにより評価
し、かつ、他方を標準計算ルートに
より評価することをいう。以下同じ
。)をされた建築物の部分 次のア
からカまでに掲げる住宅の種類及び
床面積の合計の区分に応じ、それぞ
れ当該アからカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル
未満 29,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル
以上 32,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル
未満 57,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル
以上2,000平方メートル未満 96,
000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メー
トル以上5,000平方メートル未満 16
6,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メー
トル以上 243,000円

別表74の項から79の項までを次のように改める。

7.4 建築物省エネ法第11条第2項又は

次の各号に掲げる建築物の部分の区分

第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「変更後の省エネ適合性判定」という。）に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分に限る。）（次項に規定するものを除く。）

に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) モデル建物法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

ア 300平方メートル未満 49,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 62,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 81,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 132,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 172,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 207,000円

キ 25,000平方メートル以上 243,000円

(2) 標準入力法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 127,000円

	<p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 159,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 205,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 293,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 361,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 426,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 486,000円</p>
<p>75 変更後の省エネ適合性判定に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定める非住宅部分で、かつ、当該用途が工場等である部分に限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) モデル建物法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満 11,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 53,000円</p>

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 80,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 99,000円

キ 25,000平方メートル以上 123,000円

(2) 標準入力法により評価された建築物の部分 次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 13,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 24,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 57,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 84,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 104,000円

キ 25,000平方メートル以上 128,000円

7 6 変更後の省エネ適合性判定に係る審

次の各号に掲げる建築物の部分の区分

査（当該建築物のうち、基準省令で定める住宅部分に限る。）（市長が別に定める図書を添付した新築工事に係る申請を除く。）

に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(1) 仕様ルートにより評価された建築物の部分 次のアからカまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。

ア 戸建て住宅面積200平方メートル未満 10,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル以上 11,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 18,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,000円

オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 58,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 87,000円

(2) 標準計算ルートにより評価された建築物の部分 次のアからカま

でに掲げる住宅の種類及び床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ当該ア
からカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル
未満 19,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル
以上 21,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル
未満 39,000円

エ 共同住宅等面積300平方メートル
以上2,000平方メートル未満 64,0
00円

オ 共同住宅等面積2,000平方メート
ル以上5,000平方メートル未満 10
9,000円

カ 共同住宅等面積5,000平方メート
ル以上 157,000円

(3) 併用ルートによる評価をされ
た建築物の部分 次のアからカまで
に掲げる住宅の種類及び床面積の合
計の区分に応じ、それぞれ当該アか
らカまでに定める額

ア 戸建て住宅面積200平方メートル
未満 14,000円

イ 戸建て住宅面積200平方メートル

	<p>以上 16,000円</p> <p>ウ 共同住宅等面積300平方メートル未満 29,000円</p> <p>エ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 48,000円</p> <p>オ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 83,000円</p> <p>カ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上 122,000円</p>
<p>7 7 建築物省エネ法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査（市長が別に定める図書の添付があった申請に対する審査に限る。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 基準省令第10条第2号の基準にのみ適合させる建築物については、次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 5,400円</p> <p>イ 共同住宅等面積300平方メートル</p>

未満 11,000円

ウ 共同住宅等面積300平方メートル
以上2,000平方メートル未満 23,
000円

エ 共同住宅等面積2,000平方メー
トル以上5,000平方メートル未満 50
,000円

オ 共同住宅等面積5,000平方メー
トル以上 90,000円

(2) 基準省令第10条第1号及び
第2号の基準に適合させる建築物（
前号に規定するものを除く。）につ
いては、次のアからキまでに掲げる
床面積の合計の区分に応じ、それぞ
れ当該アからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満 11,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方
メートル未満 18,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平
方メートル未満 30,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平
方メートル未満 90,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満 142,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000

	<p>平方メートル未満 179,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上 224,000円</p>
78 削除	
<p>79 建築物省エネ法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る審査（市長が別に定める図書の添付があった申請に対する審査に限る。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 基準省令第10条第2号の基準にのみ適合させる建築物については、次のアからオまでに掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額。この場合において、共用部を有する場合は、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。</p> <p>ア 戸建て住宅面積0平方メートルを超えるもの 2,800円</p> <p>イ 共同住宅等面積300平方メートル未満 5,400円</p> <p>ウ 共同住宅等面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満 11,000円</p> <p>エ 共同住宅等面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 25</p>

	, 000円
オ 共同住宅等面積5,000平方メートル以上	45,000円
(2) 基準省令第10条第1号及び第2号の基準に適合させる建築物（前号に規定するものを除く。）については、次のアからキまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める額	
ア 300平方メートル未満	5,400円
イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	9,300円
ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	15,000円
エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	45,000円
オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	71,000円
カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	90,000円
キ 25,000平方メートル以上	112,000円

別表80の項事務の種類欄を次のように改める。

80 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準

用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画に対する
審査

別表 8 1 の項事務の種類欄を次のように改める。

8 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国
土交通省令第 5 号）第 1 3 条に規定する軽微な変更該当することを証する書面
（以下「軽微な変更該当証明書」という。）の交付に係る審査（当該建築物のう
ち、基準省令で定める非住宅部分に限る。）（次項に規定するものを除く。）

別表 8 2 の項事務の種類欄を次のように改める。

8 2 軽微な変更該当証明書の交付に係る審査（当該建築物のうち、基準省令で定
める非住宅部分で、かつ、当該部分の用途が工場等である部分に限る。）

別表 8 2 の項の次に次のように加える。

8 2 の 2 軽微な変更該当証明書の交付に 係る審査（当該建築物のうち、基準省令 で定める住宅部分に限る。）	第 7 6 項に規定する額
---	---------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。